



2012年7月25日、三重地方自治労働文化センターにて、2012年度労働安全衛生セミナーが開催された。このセミナーは、より良い職場環境の実現を目的として、(財)三重地方自治労働文化センター、三重県地方自治研究センター、自治労県市長会、三重県町村会の後援を受けて、労働安全衛生月間である7月に毎年開催している。

冒頭、労働安全衛生対策委員会の服部委員長から、増加しているメンタルヘルス疾患やパワーハラスメントの現状をはじめて挨拶があつた。

住民ニーズの増大、業務増加による過剰な時間外勤務など公務員を取り巻く状況は厳しい。こうしたことから、メンタルヘルス疾患が増加している。また、職場でのパワーハラスメントもメンタル疾患と深い関わりがある。

今年3月15日に、厚生労働省の職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する

服部委員長 挨拶の概要

円卓会議が、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」によると、都道府県労働局に寄せられる職場でのいじめ、いやがらせに関する相談件数は、平成14年度には約6,600件だったものが、平成22年度には約39,400件に急速に増加した。多くの企業にとってパワーハラスメントは経営上の大きな問題であると認識されている。

報告では、パワーハラスメントをなくす取り組みの必要性について以下のとおり述べられている。

「人は他者との関わり合いの中で

生きしていく存在であり、職場は人生の中で多くの時間を過ごす場所であるとともに、多様な人間関係を取り結ぶ場でもある。そのような中で人格を傷つけられたり、仕事への意欲や自信を喪失したり、さらには居場所を奪われたりすることの痛みは計り知れず、その結果生きる希望を失い、健康が悪化することにもつながる」

そして、職場のパワーハラスメントの定義として、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、または、職場環境を悪化させる行為」とされている。

公務職場では集中改革プラン等によつて人員削減が進み職場環境が激変したり、能力実績主義の導入で職員間の競争が激化したりなどの背景があり、決していじめの当事者だけはない。

- ②脅迫、名誉毀損、ひどい暴言などの精神的攻撃
- ③隔離、仲間はずし、無視などの人間関係からの切り離し
- ④業務上明らかに遂行不可能なことの強制、仕事の妨害などの過大な要求
- ⑤業務上の合理性がなく能力や経験とかけ離れた程度の低い業務を命令する、仕事を与えないなどの過小な要求
- ⑥私的なことに過度に立ち入るなどの個の侵害

このように具体的な行為を分類することで、労使間で共通認識が持てるという利点がある。

この問題で最も重要なのは、行政の役割として、この問題の重要性を



あいさつする服部委員長



セミナーの様子

企業などに気づかせ、予防や解決に向けた取り組みを支援したり、周知啓発を行うべきであり、ハラスメント防止の社会的な機運を醸成することが重要であるとしている。

このことからも、各自治体に設置されている安全衛生委員会の役割は一層重要なものになってきており。労安上の様々な課題がある中、それらを解決または発生を予防するためにも、すべての職場において安全衛生委員会の定期的な開催をお願いしたい。

服部委員長の挨拶の後、基調提起がなされた。

提起では、安全衛生委員会の活動、メンタルヘルス対策、パワーハラスマント対策についての取り組み提起がなされた。

自治体での取り組み事例報告として、伊勢市役所の河村賢次さんから、安全衛生委員会の組織とその活動について報告があった。

その報告内容について以下に掲載する。

伊勢市役所本庁以外に3つの総合支所、36の小中学校、14の保育所、私立病院、消防本部、清掃や道路補修の出先職場がある。職員数は、正規職員、非正規職員あわせて約2,200名。

安全衛生委員会は、主な支所や事業所ごとに部会が設置されている。清掃や消防では車での交通事故、給食調理では指切り、病院では注射針刺しなど、それぞれの事業所ごとに独自の課題があるのでそれらを部会で議論している。言うなれば、事業所単位で安全衛生委員会を開催しているというイメージである。

それぞれの部会では、職場点検で

取り組み事例報告

伊勢市役所
安全衛生委員会組織と
労安活動の取り組み

改善箇所が見つかった際にスムーズに予算化を進めるため、事業所の部長が部会長として配置されている。各部会の委員は、組合がない消防以外は労使半数ずつで構成。原則月1回、部会で安全衛生委員会を開催している。人数が多い部会においては、各部会で安全衛生委員会を開催され、各部会で統括する形で、市全体の安全衛生委員会が設置されている。ここで、各部会から報告された公務災害や交通事故などを総括して、伊勢市全体としての安全衛生の基本方針を決定する機関となっている。

副市長を安全衛生委員長として、当局側委員13名、組合側委員13名、合計27名で構成されている。全体の安全衛生委員会は基本的に年2回の開催だが、緊急的に対処すべき事案が発生したときは2回に限らず臨時的に開催する。

安全衛生の取り組みとしては部会中心の活動である。まず安全衛生委員会本体で策定した安全衛生管理年間計画に沿って、各部会の具体的な取り組みを議論する。メンタルヘルスや職場点検などの年間スケジュールを4月当初に作成する。

その後は計画に沿って各部会で月1回安全衛生委員会を開催して取り組みを行っていくが、公務災害や公務中の交通事故などが発生した場合は、部会の開催にあわせてその事案が報告される。発生原因を調査している。

今後の対策を議論し、再発防止に向けて取り組んでいる。また、健康診断の結果や時間外勤務状況についても部会で議論し、より良い労働環境となるよう部会で取り組んでいる。

部会活動の例としては、清掃部会ではごみ収集が仕事の大部分であるため、パッカー車の取扱いや交通事故対策の活動が大きなウエイトを占めている。

各部会で開催された安全衛生委員会を統括する形で、市全体の安全衛生委員会が設置されている。ここで、各部会から報告された公務災害や交通事故などを総括して、伊勢市全体としての安全衛生の基本方針を決定する機関となっている。

副市長を安全衛生委員長として、当局側委員13名、組合側委員13名、合計27名で構成されている。全体の安全衛生委員会は基本的に年2回の開催だが、緊急的に対処すべき事案が発生したときは2回に限らず臨時的に開催する。

安全衛生の取り組みとしては部会中心の活動である。まず安全衛生委員会本体で策定した安全衛生管理年間計画に沿って、各部会の具体的な取り組みを議論する。メンタルヘルスや職場点検などの年間スケジュールを4月当初に作成する。

その後は計画に沿って各部会で月1回安全衛生委員会を開催して取り組みを行っていくが、公務災害や公務中の交通事故などが発生した場合は、部会の開催にあわせてその事案が報告される。発生原因を調査している。

今後も労使で協議を行い、P(Plan計画) D(Do実行) C(Check評価) A(Act改善)サイクルを基本に、安全衛生活動を進めたいと考えている。

2012年7月9日～10日、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所にて行われた「まちづくり探訪・地域再発見」研修に参加した。

1日目の冒頭に導入講義として、和歌山大学教授 足立基浩さんから「まちの個性・宝探しの処方箋」と題して、まちづくりについての講義を受けた。

講義では、郊外型店舗と中心市街地との共存に成功しているイギリスの事例を取り上げながら、中心市街地活性化についての論点について理解を深めた。

続いて、多気町まちの宝創造特命監 県川政之さんから「まちの宝再発見」と題して、多気町の「まごの店」の取り組みなど、講師が取り組んできた様々なまちづくりについて講義を受けた。

まちづくりの3つのポイントであ

< 警告 >

JIAMまちづくり探訪 地域再発見

国際文化アカデミー
研修に参加して

主任研究员 森本智也

る「ないものねだりをしない（あるものを探して活用）」「自分たちで考える（コンサルなどに丸投げしない）」「ビジネスとして考える（ソーシャルビジネス）」をもとに、自身の体験談から、ゼロから何かを生み出すときの覚悟など、取り組む姿勢や心構えについての話を伺った。

続いて、大分県豊後高田市商工観光課長 佐藤之則さんから「奇跡を起こした「昭和の町」」と題して、講師の地元である大分県豊後高田市の「昭和の町」の取り組みについて講義を受けた。

中心市街地や既存商店街の活性化事業に取り組む中で、昭和30年代以降開発の手がかかっていない商店街に着目し、その保存されている街並みを中心市街地の個性として利用することにより、商業と観光の一体的振興を図った事例が紹介された。

1日目の最後の講義として、三原市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー 逆井 健さんから「まちなか再生の仕掛け人」と題して、講師がこれまでに関わったイベント実例をもとに、地域事情に応じたまちおこしの方法について話を伺った。より実践的な企画や方法を伺うことことができた。

2日目は、足立基浩さんから、「地域再発見」と題して講義を受けた。全国で毎年200ほどの商店街が消えておりシャツター通り化が進んでいるという事実や中心市街地活性化の現状について説明があり、全国の中心市街地活性化事例をもとに、シ



シンポジウムの様子

公契約条例の制定をめざすシンポジウム

2012年7月12日、四日市市じばさんホールにて、「公契約条例制定をめざすシンポジウム」が開催された。

全国的には、千葉県野田市、神奈川県川崎市、相模原市、東京都渋谷区、多摩市、国分寺市の6つの自治体で公契約条例が制定されているが（本シンポジウム開催時点）、今回は講師として、多摩市の鴨志田修さんから「多摩市公契約条例の制定過程とその特徴」と題して講演を受けた。

一
上では、まちづくりに関する情報
発信における「継続性」の大切さや
いかに分かりやすく情報を発信でき
るかという技術の必要性などについ
て、意識を共有することができた。

今回の研修では、より「実践」に
ついて重点が置かれたものであつた
机上の理論よりも行動に移していく
ことが求められているということが
それぞれの講師の話から感じられた
自治体職員として自分のまちによ
り関心を持ち、まちづくりに積極的
に関わっていくことが、より良い地
方自治につながっていくということ
を改めて感じた研修だった。

での過程について説明を受けた。また、今回制定した公契約条例は今後改善しなければならない点を含むこともあります。事実だが、地元産業の育成やまちづくりの観点からも有効なツールであるというお話を伺った。

その後、コーディネーターに四大学准教授 小林慶太郎さん、連合三重副会長 荒川透さん、三重市議会議員 中森慎二さんが参加してパネルディスカッションが行われた。

公契約条例の制定が全国的に進んでいないことについて考えられる理由としては、世間一般的に「安ければ良い」という考え方まだ根強いこと、コスト・品質・労働者の生活水準、それぞれのバランスの取り方が難しいことなどがあげられた。

しかし、現場においては使用者と労働者の優劣関係は依然明確であり、労働者は使用者に対して思うようにモノが言えないという現状もあると、いう意見も出された。

そうした現状をふまえ、労働者の生活水準を安定したものにするため、制度的にしっかりと実効性のあるシステムの導入が求められるのではないかとの意見があつた。

本シンポジウムのまとめとしては、官製ワーキングプアを防止し、地域の発展のために、公契約条例制定を進めていくことが重要であることが確認された。

市町村合併財政検証研究会を開催しました

7月11日に第1回研究会、8月1日に第2回研究会を開催しました。

2回を通して、本研究会の趣旨と財政分析方法について、座長の三重短期大学 雨宮照雄教授から説明をいただきました。今後は研究会メンバーが所属する自治体（津市、伊勢市、伊賀市、熊野市、松阪市、鈴鹿市、明和町）の財政分析を行っていきます。



研究員の
本棚

『動員の革命 ソーシャルメディアは何を変えたのか』

津田大介 著／中公新書ラクレ



最近よく耳にするソーシャルメディアという言葉。そもそもソーシャルメディアとは、インターネットにおいて、個人を主体とした情報発信や情報交換を可能にするメディアの総称であり、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やブログ、口コミサイトなどがそれにあたる。簡単に言うとユーザー同士がつながって、双方向に情報を提供したり、編集したりするネット上のサービスのことである。代表的なものとしては、ツイッターやフェイスブックなどがあげられる。ではなぜ、これらのインターネットツールがこれほどまでにも普及したのだろうか。著者はその理由としてソーシャルメディアの持つ五つの特徴を述べている。一つ目は「リアルタイム」な情報であること。特にツイッターでは目の前で起こっている事に対して情報が流れてくるので速報性が高い。二つ目は「共感・協調」のメディアと言われている点である。自分の感じていることをリアルタイムに発信するので感情や思考を共有し合うことができる。三つ目に「リンク」である。共有し、感情の輪が広がることで、現実の世界での具体的な行動が促進される。四つ目は誰でもその情報を見ることのできる「オープン」な点である。そして五つ目として「プロセス」がある。ソーシャルメディアの多くは、一度に書き込める文字数が限られているため、発信を細切れにせざるをえない。これが反対に興味喚起につながるのである。

ここ数年、ソーシャルメディアをきっかけに、世界中で革命が起きている。代表的な事例としてはチュニジアでの「ジャスミン革命」があげられる。反政府デモの主催者がソーシャルメディアで参加を呼びかけることで大きなうねりとなり、

それがチュニジア全土に広がったのである。その結果、大統領が国外亡命する事態となり、二十数年間続いた独裁体制が変わった。また、エジプトやリビアでも同様に民衆の力で独裁政権を打ち破った事例があり、これら中東で連鎖的に起きた反政府運動を「アラブの春」と言う。

ただ、これらの革命はソーシャルメディア単体で成功したわけではない。あくまでもソーシャルメディアは、原動力であってリアル世界での具体的な行動が社会を変えたのである。

動員の革命が拡大した要因として、モバイルやクラウドの発展が大きな背景としてある。動画や写真を撮り、その場ですぐネット上にアップができる。最近では高機能なデバイス（携帯端末）が流通しており、こういったことが誰でも簡単にできる時代になっている。

私もソーシャルメディアをよく活用するうちの人ではあるが、それによって最新のニュースや話題の情報を得ることも少なくはない。また、友人や知人の慶弔事などについてもソーシャルメディアを通じて知ることがある。もはやソーシャルメディアは、現代社会においてなくてはならないコミュニケーションツールになりつつあると言える。実際に東日本大震災では、緊急時の情報伝達ツールとして大活躍をし、ソーシャルメディアの可能性を世に知らしめた。

プライバシーなどの問題を懸念して、利用を控えている人も少くはないと思うが、それぞれの特徴をしっかりと理解し上手く活用すれば、現実社会においても強力なコミュニケーションツールとして十分利用できるであろう。

（主任研究員 上野 哲）